

地方独立行政法人評価委員会の業務

1 業務の実績に関する評価（公立大学法人に限る）

- ① 各事業年度における業務の実績に関する評価（法 78 条の 2 第 1 号）
- ② 中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価（法 78 条の 2 第 2 号）
- ③ 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（法 78 条の 2 第 3 号）
- ④ 法人及び知事に対する評価結果の通知（法 78 条の 2 第 4 項、5 項）
- ⑤ 法人に対する業務運営の改善やその他の勧告（法 78 条の 2 第 4 項）
- ⑥ 評価結果の通知に係る事項及び勧告の内容の公表（法 78 条の 2 第 5 項）

2 知事が認可・承認等をする際の事前意見聴取に対する意見の提示

- ① 中期目標を作成・変更する際の意見（法 25 条 3 項）
- ② 地方独立行政法人（公立大学法人を除く）の中期目標の期間の終了時に見込まれる業務の実績を評価する際の意見（法 28 条 4 項）
- ③ 中期目標期間の終了時に業務全般にわたる検討を行う際の意見（法 30 条 2 項、79 条の 2 第 2 項）
- ④ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法 44 条 2 項）
- ⑤ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見（法 78 条 4 項、条例 2 条 1 項 1 号）
- ⑥ 地方独立行政法人（公立大学法人を除く）の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績を評価する際の意見（条例 2 条 1 項 2 号）
- ⑦ 業務方法書を認可する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）
- ⑧ 財務諸表を承認する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）
- ⑨ 中期計画で定める剰余金の使途への残余利益の充当を承認する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）
- ⑩ 次の中期目標期間の業務の財源への積立金の充当を承認する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）
- ⑪ 中期計画で定める限度額を超えた短期借入金を認可する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）
- ⑫ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見（条例 2 条 1 項 3 号）

3 意見の申し出

- ① 役員報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申し出（法 49 条 2 項、56 条 1 項）

注）「法」＝地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

「条例」＝岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成 21 年条例第 23 号）